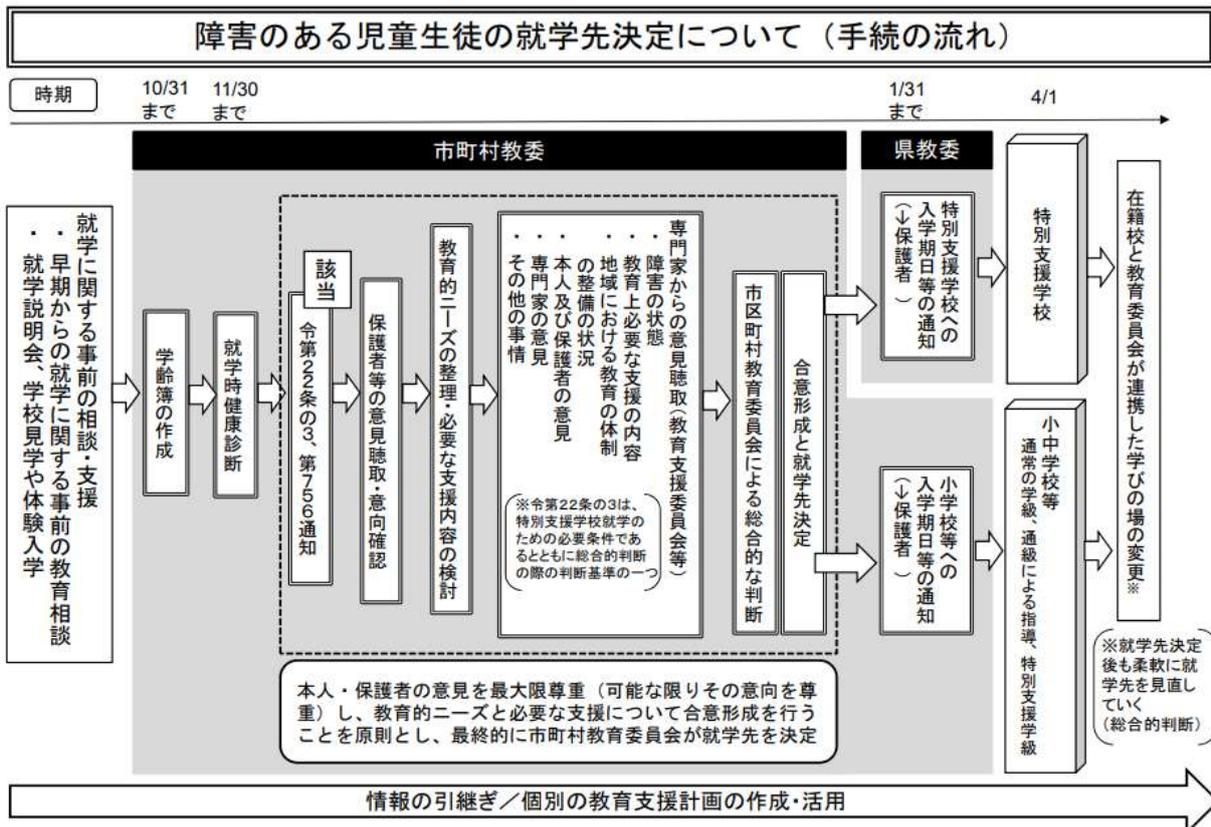


障害のある児童生徒の就学先決定について

就学先を決めるにあたっては、平成 25 年9月の法改正により、子どもの障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から決めることになりました(学校教育法施行令一部改正)。

就学先決定のプロセスとして、市町村教育委員会は、本人・保護者に対し十分な情報提供を行うとともに本人・保護者の意見を最大限に尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について**合意形成**を行い、最終的には市町村教育委員会が決定します。



出典：文部科学省 障害のある子供の教育支援の手引き (2021)